

佐賀県分別収集促進計画 (第 11 期)

令和 7 年 11 月
佐賀県

● 目 次 ●

1	分別収集促進計画策定の意義	1
2	計画策定の経緯	1
3	計画期間	1
4	対象とする容器包装廃棄物の種類	1
5	県内各市町における対象品目ごとの分別収集計画策定状況	2
6	各年度における容器包装廃棄物及び製品プラスチックの排出量の見込み (法第9条第2項第1号)	3
7	各年度における容器包装廃棄物の分別収集量の見込み (1) 特定分別基準適合物の分別収集量の年度別分別収集見込み量 (法第9条第2項第2号)	3
	(2) 法第2条第6項に規定する主務省令で定める物の年度別分別 収集見込み量(法第9条第2項第3号)	4
	(3) 各年度における容器包装廃棄物の分別収集量の見込み	4
8	容器包装廃棄物の排出の抑制及び分別収集の促進の意義に関する知識の普及、 市町相互間の分別収集に関する情報の交換の促進、その他分別収集の促進に 関する事項(法第9条第2項第4号) (1) 容器包装廃棄物の排出の抑制及び分別収集の促進の意義に関する 知識の普及	5
	(2) 市町相互間の分別収集に関する情報の交換の促進	5
	(3) その他分別収集の促進に関する事項	6

【別表】

別表1	市町別分別収集状況(令和6年度実績)
別表2	市町別分別収集実施予定状況(令和8～令和12年度)
別表3	容器包装廃棄物の排出量の見込み
別表4	特定分別基準適合物の市町別分別収集量(令和6年度)及び見込み量 (令和8年度～令和12年度) (1) 市町別分別収集量(令和6年度) (2) 市町別分別収集見込み量(令和8年度～令和12年度)
別表5	法第2条第6項に規定する主務省令で定める物の市町別分別収集量 (令和6年度)及び見込み量(令和8年度～令和12年度) (1) 市町別分別収集量(令和6年度) (2) 市町別分別収集見込み量(令和8年度～令和12年度)

1 分別収集促進計画策定の意義

私たちの生活における、大量生産・大量消費の社会活動は、物理的に豊かになる一方で、廃棄物の排出量の増加による最終処分場の残余容量の逼迫や廃棄物の不法投棄の増大をはじめとする環境汚染、ひいては地球温暖化などの深刻な社会問題を生じさせました。

こうした問題を解決するためには、3R（廃棄物の発生抑制（Reduce）、廃棄物の再利用（Reuse）、資源として再利用（Recycle））を進めることにより、環境への負荷ができる限り低減する循環型社会を形成していくことが求められています。

このような中で、家庭ごみのうち重量比約2～3割、容積比で約6割を占める容器包装廃棄物について、平成7年6月に「容器包装に係る分別収集及び再商品化の促進等に関する法律」（容器包装リサイクル法、以下「法」と呼ぶ。）が制定され、消費者が排出抑制、分別排出、市町村が分別収集、事業者が再商品化（リサイクル）をするという各々の役割分担が明確化されました。

そこで本計画は、市町が法に基づき策定する分別収集計画における各市町の分別収集の品目と収集見込量を取りまとるとともに、県民に対する普及啓発や市町に対する技術的援助・助言などを通じ、本県における容器包装廃棄物の発生抑制、分別収集及び再商品化を促進するために策定するものです。

2 計画策定の経緯

都道府県は法第9条1項の規定により、3年ごとに5年を一期とする分別収集促進計画を定めることとされています。

佐賀県では令和4年に、令和5年度から令和9年度に係る第10期計画を策定し、これに基づいて容器包装廃棄物の排出抑制、分別収集等の促進を図っているところです。

本年度は、第10期計画の策定から3年を経過したことから、新たに令和8年4月を始期とする「佐賀県分別収集促進計画（第11期）」を策定するものです。

3 計画期間

本計画の計画期間は令和8年4月から令和13年3月までの5か年間とします。

4 対象とする容器包装廃棄物の種類

本計画は、容器包装廃棄物のうち、次の10品目を対象とします。

特定分別基準適合物 ^{*1}	
① 無色ガラス容器	主としてガラス製の容器で、無色のもの
② 茶色ガラス容器	主としてガラス製の容器で、茶色のもの
③ その他のガラス容器	主としてガラス製の容器で、無色又は茶色のもの以外のもの
④ 紙製容器包装	主として紙製の容器包装であって、段ボール又は飲料用紙パックであるもの以外のもの
⑤ ペットボトル	主としてポリエチレンテレフタート製の容器であって、飲料又はしょうゆ等を充てんするためのもの
⑥ プラスチック製容器包装 (白色トレイ含む。)	主としてプラスチック製の容器包装であって、ペットボトル以外のもの（白色の発泡スチロール製食品トレイを含む。）
法第2条第6項に規定する主務省令で定める容器包装廃棄物 ^{*2}	
⑦ スチール缶	主として鋼製の容器包装
⑧ アルミ缶	主としてアルミニウム製の容器包装
⑨ 段ボール	主として段ボール製の容器包装
⑩ 飲料用紙パック	主として紙製の容器包装で、飲料を充てんするためのもの

※1 「特定分別基準適合物」とは

市町村が分別収集計画に基づき分別収集した容器包装廃棄物のうち、環境省令で定めた基準に適合するものであって、主務省令で定める設置基準に適合する施設として主務大臣が指定した施設に保管されているもの（有償又は無償で譲渡できることが明らかで再商品化をする必要がない物として主務省令で定める物を除く。）である。特定事業者に再商品化が義務付けられている品目である。

※2 「法第2条第6項に規定する主務省令で定める容器包装廃棄物」とは

有償又は無償で譲渡できることが明らかで再商品化をする必要がないものとして主務省令で定めるものである。これらは、すでに市場経済の中で有価で取引されており、円滑なリサイクルが進んでいるため、特定事業者に再商品化は義務付けられていない。分別収集計画においては、その計画量等を記載することになっている。

5 県内各市町における対象品目ごとの分別収集計画策定状況

本県では、全20市町で第10期分別収集計画を策定しています。本計画期間における分別収集対象品目ごとの分別収集取組予定市町数は表1及び表2のとおりです。

表1 特定分別基準適合物の分別収集取組予定市町数

対象品目	第10期	第11期				
	R6年度					
	計画					
無色ガラス容器	実績	R8年度	R9年度	R10年度	R11年度	R12年度
	20	20(100%)	20(100%)	20(100%)	20(100%)	20(100%)
茶色ガラス容器	20					
	20					
その他ガラス容器	19	19(95%)	19(95%)	19(95%)	19(95%)	19(95%)
	19					
紙製容器包装	5	7(35%)	7(35%)	7(35%)	7(35%)	7(35%)
	7					
ペットボトル	20	20(100%)	20(100%)	20(100%)	20(100%)	20(100%)
	20					
プラスチック製容器包装	13	15(75%)	15(75%)	15(75%)	15(75%)	15(75%)
	14					
(うち白色トレイ)	6	8(40%)	8(40%)	8(40%)	8(40%)	8(40%)
	8					

表2 法第2条第6項に規定する主務省令で定める物の分別収集取組予定市町数

対象品目	第10期	第11期				
	R6年度					
	計画					
実績	R8年度	R9年度	R10年度	R11年度	R12年度	
スチール缶	20	20(100%)	20(100%)	20(100%)	20(100%)	20(100%)
	20					
アルミ缶	20	20(100%)	20(100%)	20(100%)	20(100%)	20(100%)
	20					
段ボール	20	20(100%)	20(100%)	20(100%)	20(100%)	20(100%)
	20					
飲料用紙パック	16	15(75%)	15(75%)	15(75%)	15(75%)	15(75%)
	15					

【参考】

- ・別表1：市町別分別収集状況（令和6年度実績）
- ・別表2：市町別分別収集実施予定状況（令和8年度～令和12年度）

6 各年度における容器包装廃棄物及び製品プラスチックの排出量の見込み (法第9条第2項第1号)

各年度における容器包装廃棄物の県内排出量の見込みは表3のとおりです(市町別の詳細は別表3参照)。

表3 各年度における容器包装廃棄物の排出量の見込み

(単位:t)

	R8年度	R9年度	R10年度	R11年度	R12年度
容器包装廃棄物	44,862	44,443	43,982	43,542	43,128
製品プラスチック	743	737	732	726	719

7 各年度における容器包装廃棄物の分別収集量の見込み

(1) 特定分別基準適合物の分別収集量の年度別分別収集見込み量(法第9条第2項第2号)

県内において排出される容器包装廃棄物のうち、分別収集される特定分別基準適合物の量の実績及び見込みは表4のとおりです(市町別の詳細は別表4参照)。

表4 各年度における分別収集される特定分別基準適合物の量の見込み
(単位:t)

品目	R6年度 実績	R8年度	R9年度	R10年度	R11年度	R12年度
無色ガラス容器	1233.2	1185.4	1165.5	1146.4	1127.2	1108.6
茶色ガラス容器	1419.4	1419.0	1393.5	1369.1	1345.1	1321.7
その他ガラス容器	645.4	623.9	612.7	602.2	592.2	582.4
紙製容器包装	320.6	308.3	303.8	299.3	295.2	290.9
ペットボトル	1605.0	1623.4	1624.0	1624.9	1626.6	1627.6
プラスチック製 容器包装	488.0	493.4	490.2	1119.8	1107.2	1094.7
(うち白色トレイ)	9.1	8.9	8.9	9.0	9.1	9.2
合計	5711.6	5653.5	5589.7	6161.6	6093.4	6026.0

(2) 法第2条第6項に規定する主務省令で定める物の年度別分別収集見込み量(法第9条第2項第3号)

県内において排出される容器包装廃棄物のうち、法第2条第6項に規定する主務省令で定める物の量の実績及び見込みは表5のとおりです(市町別の詳細は別表5参照)。

表5 各年度における分別収集される法第2条第6項に規定する主務省令で定める物の量の見込み
(単位:t)

品目	R6年度 実績	R8年度	R9年度	R10年度	R11年度	R12年度
スチール缶	370.26	471.9	463.2	454.7	446.2	438.4
アルミ缶	605.4	764.7	757.8	751.5	744.9	738.1
段ボール	1499.7	1770.2	1748.5	1726.7	1705.4	1684.5
飲料用紙パック	30.7	34.7	34.4	34.0	33.6	33.5
合計	2506.0	3041.5	3003.8	2966.9	2930.1	2894.5

(3) 各年度における容器包装廃棄物の分別収集量の見込み

県内において排出される容器包装廃棄物のうち、各市町が市町分別収集計画に基づく分別収集を実施して得られる物の量の見込み(特定分別基準適合物と法第2条第6項に規定する主務省令で定める物の合計)は表6のとおりです。

表6 各年度における容器包装廃棄物の分別収集量の見込み

(単位:t)

	R6年度 実績	R8年度	R9年度	R10 年度	R11 年度	R12 年度
分別収集見込量合計(1+2)	8,217.6	8,695.0	8,593.5	9,128.5	9,023.5	8,920.4
1 特定分別基準適合物	5,711.6	5,653.5	5,589.7	6,161.6	6,093.4	6,026.0
2 法第2条6項に規定する主務省令で定めるもの	2,506.0	3,041.5	3,003.8	2,966.9	2,930.1	2,894.5

8 容器包装廃棄物の排出の抑制及び分別収集の促進の意義に関する知識の普及、市町相互間の分別収集に関する情報の交換の促進、その他分別収集の促進に関する事項（法第9条第2項第4号）

計画を推進するためには、県民が分別収集やごみの減量化・リサイクルに協力すること、リサイクルされた製品等環境に優しい製品を積極的に使用することが必要であるため、普及啓発を行います。

さらに、海洋プラスチックごみ問題や気候変動問題への対応を契機として、プラスチックに係る資源循環の促進等に関する法律（以下、「プラ新法」という。）が令和4年4月1日に施行され、市町はプラスチック製容器包装も含め、その区域内におけるプラスチックごみの分別収集及び分別収集物の再商品化に必要な措置を講ずるよう努めなければならないとされました。県としては、佐賀の自然を守るために、市町がプラスチック製品の排出抑制や分別回収・再商品化を促進できるように、市町への技術的助言などの支援や県民への啓発に一層努めます。また、回収物に混入することにより、収集車や処理施設の火災原因となっているリチウムイオン電池等の適正な分別についても県は、市町へ最新情報の提供などの支援を行います。

（1）容器包装廃棄物の排出の抑制及び分別収集の促進の意義に関する知識の普及

①普及啓発の推進

県のホームページを活用し、佐賀県分別収集計画の内容を公開します。

②佐賀県認定リサイクル製品の利用促進

循環資源を利用して製造されたリサイクル製品を認定し、その製品の利用を促進することで、廃棄物の削減に努めます。

③減量化・リサイクル推進に関する研修会の開催

循環型社会を構築していくためには、事業者において廃棄物の減量化・リサイクルへの取組の促進が求められます。そこで、県内の企業・事業者等を対象として減量化・リサイクル推進等に関する知識修得を目的とした研修会を開催しています。

（2）市町相互間の分別収集に関する情報の交換の促進

① 分別収集促進のための助言・技術的援助

市町における第11期分別収集計画の実施状況を把握します。目標に対して取り組みが遅れている品目については、必要に応じて分別収集の実施に關

する助言・技術的援助を行います。

② 市町との意見交換及び情報共有

市町への国の動向等の情報提供を目的として開催している市町一般廃棄物対策連絡会議等の会議体を活用し、法制度の仕組みや趣旨、意見交換をしながら情報提供をします。また、プラ新法で分別収集及び再商品化が努力義務となったプラスチック製容器包装やリチウムイオン電池等の危険物の全国及び県内市町の分別収集の取組実績、先進事例や国の動向について情報提供や助言・技術的援助をします。

(3) その他分別収集の促進に関する事項

① 分別収集実績量の確認及び技術的助言

第11期計画における分別収集計画量と分別収集実績量が乖離していないか、毎年実施している実績量調査において確認を行うとともに、乖離が生じている市町に対してはその原因について聞き取りを行い、必要に応じて技術的助言を行います。

② プラスチックごみ削減に向けた取組

2050年に海洋プラスチックごみは魚の量を上回るという予測もあり、自然豊かな佐賀の自然も危険にさらされています。プラスチックごみ問題に対する正しい理解を深め、官民連携による使い捨てプラスチックの削減や更なる3R推進のため、森川海人っプロジェクトの一環として、「スマ Life さが」に取り組んでいます。

その取組の一つとして、プラスチック容器包装廃棄物を含めたプラスチックごみ削減の取組を実践する店舗・事業所を「チームスマ Life さが」として登録する制度を設け、各店舗・事業所等での一層の取組を推進するとともに、その取組状況を広く広報して、プラスチックごみ削減に対する県民全体の意識改革、行動変容を促し、「スマ Life さが」を県民運動として展開していきます。

別表1 市町別分別収集状況（令和6年度実績）

市町名	ガラス			紙製容器 包装	ペット ボトル	プラスチック製容器包装		スチール	アルミ	段ボール	紙パック	実施品目数
	無色	茶色	その他			白色トレイ 以外の プラスチック	白色トレイ					
佐賀市	○	○	○	○	○	○		○	○	○	○	10
唐津市	○	○	○	○	○			○	○	○	○	9
鳥栖市	○	○	○		○	○	○	○	○	○	○	10
多久市	○	○	○		○	○		○	○	○	○	9
伊万里市	○	○	○		○	○	○	○	○	○		8
武雄市	○	○	○		○			○	○	○		7
鹿島市	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	10
小城市	○	○			○	○	○	○	○	○	○	8
嬉野市	○	○	○		○	○	○	○	○	○	○	9
神埼市	○	○	○		○	○	○	○	○	○	○	10
吉野ヶ里町	○	○	○		○	○	○	○	○	○	○	10
基山町	○	○	○		○	○		○	○	○	○	9
上峰町	○	○	○		○	○	○	○	○	○	○	10
みやき町	○	○	○		○	○	○	○	○	○	○	10
玄海町	○	○	○		○			○	○	○		7
有田町	○	○	○	○	○			○	○	○	○	9
大町町	○	○	○		○			○	○	○	○	8
江北町	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	11
白石町	○	○	○	○	○			○	○	○		8
太良町	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○		9
合計	20	20	19	7	20	14	12	8	20	20	15	
比率(%)	100	100	95	35	100	70	60	40	100	100	75	

※鳥栖市、上峰町、みやき町に関しては鳥栖・三養基西部環境施設組合にて処理。

別表2 市町別分別収集実施予定状況（令和8年度～令和12年度）

市町名	ガラス			紙製容器 包装	ペット ボトル	プラスチック製容器包装		スチール	アルミ	段ボール	紙パック	実施品目数
	無色	茶色	その他			白色トレイ 以外の プラスチック	白色トレイ					
佐賀市	○	○	○	○	○	○		○	○	○	○	10
唐津市	○	○	○	○	○	○		○	○	○	○	10
鳥栖市	○	○	○		○	○	○	○	○	○	○	10
多久市	○	○	○		○	○		○	○	○	○	9
伊万里市	○	○	○		○	○	○	○	○	○		8
武雄市	○	○	○		○			○	○	○		7
鹿島市	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	10
小城市	○	○			○	○	○	○	○	○	○	8
嬉野市	○	○	○		○	○	○	○	○	○	○	9
神埼市	○	○	○		○	○	○	○	○	○	○	10
吉野ヶ里町	○	○	○		○	○	○	○	○	○	○	10
基山町	○	○	○		○	○		○	○	○	○	9
上峰町	○	○	○		○	○	○	○	○	○	○	10
みやき町	○	○	○		○	○	○	○	○	○	○	10
玄海町	○	○	○		○			○	○	○		7
有田町	○	○	○	○	○			○	○	○	○	9
大町町	○	○	○		○			○	○	○	○	8
江北町	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	11
白石町	○	○	○	○	○			○	○	○		8
太良町	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○		9
合計	20	20	19	7	20	15	13	8	20	20	15	
比率(%)	100	100	95	35	100	75	65	40	100	100	75	

※佐賀市、唐津市は、新たにプラスチック製容器包装も対象とする。

別表3 容器包装廃棄物の排出量の見込み

(単位:t)

市町名	R8年度	R9年度	R10年度	R11年度	R12年度
佐賀市	9,388	9,297	9,157	9,044	8,932
唐津市	8,263	8,141	8,020	7,902	7,785
鳥栖市	5,759	5,765	5,771	5,777	5,783
多久市	1,385	1,365	1,348	1,324	1,304
伊万里市	3,839	3,807	3,776	3,744	3,713
武雄市	1,542	1,528	1,515	1,501	1,488
鹿島市	340	336	332	328	324
小城市	3,002	2,985	2,968	2,951	2,933
嬉野市	1,647	1,630	1,613	1,597	1,581
神埼市	2,435	2,417	2,399	2,381	2,363
吉野ヶ里町	885	885	885	885	885
基山町	775	772	770	768	765
上峰町	136	137	138	138	139
みやき町	1,553	1,547	1,540	1,534	1,538
玄海町	278	269	261	252	244
有田町	904	892	879	864	855
大町町	416	410	403	397	391
江北町	595	593	591	589	587
白石町	1,229	1,186	1,145	1,105	1,066
太良町	491	481	471	461	452
合計	44,862	44,443	43,982	43,542	43,128

別表4 特定分別基準適合物の市町別分別収集量（令和6年度）及び見込み量（令和5年度～令和9年度）

(1) 市町別分別収集量（令和6年度）

市町名	無色ガラス容器	茶色ガラス容器	その他ガラス容器	紙製容器包装	ペットボトル	白色トレイ	プラスチック製容器包装 (白色トレイを含む)
	R6 実績 (t)						
佐賀市	474.2	472.4	226.7	0.0	503.9		0.7
唐津市	55.0	167.3	107.3	268.3	220.2		
多久市	45.4	42.4	10.9		30.5		45.0
伊万里市	65.4	98.5	29.6		135.0	1.4	
武雄市	88.4	98.9	54.2		124.6		
鹿島市	41.3	47.9	16.6	30.9	64.9		60.6
小城市	53.4	87.5			72.0		87.2
嬉野市	55.4	51.1	30.0		67.1		97.4
吉野ヶ里町	15.3	13.9	8.1		9.3	0.5	12.0
基山町	18.1	20.7	10.6		30.9	0.5	
玄海町	3.6	11.6	7.4		12.4		
有田町	9.2	9.5	0.0	6.8	42.5		
大町町	8.9	8.4	4.0		9.9		
江北町	22.0	27.3	5.6	0.9	4.1	1.1	19.2
白石町	23.8	30.9	13.2	6.0	32.7		
太良町	7.7	23.9	8.9	4.0	16.1		4.6
鳥栖・三養基西部環境施設組合 (鳥栖市、上峰町、みやき町)	246.3	207.3	112.3		228.8	5.6	161.3
合計	1,233.2	1,419.4	645.4	320.6	1,605.0	9.1	488.0
実施市町数 (全20市町中)	20	20	19	7	20	13	14

※「容器包装リサイクル法に基づく分別収集量調査(令和6年度実績)」(市町及び一部事務組合提出データ)により集計。

佐賀市は紙製容器包装を実施しているが指定法人ルートを未活用。

(2) 市町別分別収集見込み量（令和5年度～令和9年度）

①無色ガラス容器

(単位：t)

市町名	R8	R9	R10	R11	R12
佐賀市	445.3	431.5	418.1	405.1	392.5
(指定法人への引渡量)	445.3	431.5	418.1	405.1	392.5
唐津市	54.6	53.8	53	52.2	51.4
(指定法人への引渡量)	54.6	53.8	53	52.2	51.4
鳥栖市	141.7	141.8	141.9	142	142.1
(指定法人への引渡量)	0	0	0	0	0
多久市	39.7	39.1	38.5	37.9	37.3
(指定法人への引渡量)	39.7	39.1	38.5	37.9	37.3
伊万里市	64.4	63.9	63.4	62.9	62.4
(指定法人への引渡量)	64.4	63.9	63.4	62.9	62.4
武雄市	98.4	97.5	96.6	95.7	94.8
(指定法人への引渡量)	98.4	97.5	96.6	95.7	94.8
鹿島市	40	39.5	39.1	38.6	38.1
(指定法人への引渡量)	0	0	0	0	0
小城市	56.4	56.1	55.8	55.5	55.1
(指定法人への引渡量)	56.4	56.1	55.8	55.5	55.1
嬉野市	60.3	59.4	59	58.1	57.6
(指定法人への引渡量)	60.3	59.4	59	58.1	57.6
神埼市	41.6	41.3	41	40.7	40.3
(指定法人への引渡量)	0	0	0	0	0
吉野ヶ里町	15.9	15.9	15.9	15.9	15.9
(指定法人への引渡量)	0	0	0	0	0
基山町	17.4	16.8	16.2	15.6	15
(指定法人への引渡量)	17.4	16.8	16.2	15.6	15
上峰町	16.14	16.23	16.32	16.41	16.5
(指定法人への引渡量)	0	0	0	0	0
みやき町	33.3	33.2	33	32.9	32.8
(指定法人への引渡量)	0	0	0	0	0
玄海町	3.4	3.3	3.2	3.1	3
(指定法人への引渡量)	3.4	3.3	3.2	3.1	3
有田町	3.1	3	3	3	3
(指定法人への引渡量)	3.1	3	3	3	3
大町町	8.5	8.4	8.2	8.1	8
(指定法人への引渡量)	8.5	8.4	8.2	8.1	8
江北町	14.4	14.4	14.3	14.2	14.2
(指定法人への引渡量)	14.4	14.4	14.3	14.2	14.2
白石町	23.2	22.8	22.4	22	21.4
(指定法人への引渡量)	23.2	22.8	22.4	22	21.4
太良町	7.7	7.6	7.5	7.3	7.2
(指定法人への引渡量)	7.7	7.6	7.5	7.3	7.2
合計	1185.4	1165.5	1146.4	1127.2	1108.6
(指定法人への引渡量)	896.8	877.6	859.2	840.7	822.9
実施市町数	20	20	20	20	20

②茶色ガラス容器

(単位 : t)

市町名	R8	R9	R10	R11	R12
佐賀市	438.1	421.9	406.3	391.3	376.8
(指定法人への引渡量)	438.1	421.9	406.3	391.3	376.8
唐津市	166.7	164.3	161.8	159.4	157.1
(指定法人への引渡量)	166.7	164.3	161.8	159.4	157.1
鳥栖市	109.6	109.7	109.8	109.9	110
(指定法人への引渡量)	0	0	0	0	0
多久市	43.3	42.6	42	41.4	40.8
(指定法人への引渡量)	43.3	42.6	42	41.4	40.8
伊万里市	96.9	96.1	95.3	94.5	93.7
(指定法人への引渡量)	96.9	96.1	95.3	94.5	93.7
武雄市	104.5	103.6	102.7	101.8	100.9
(指定法人への引渡量)	104.5	103.6	102.7	101.8	100.9
鹿島市	50.8	50.1	49.5	48.9	48.3
(指定法人への引渡量)	50.8	50.1	49.5	48.9	48.3
小城市	94.9	94.4	93.8	93.3	92.7
(指定法人への引渡量)	94.9	94.4	93.8	93.3	92.7
嬉野市	68.9	68.2	67.6	66.9	66.3
(指定法人への引渡量)	57.9	57.2	56.6	55.9	55.3
神埼市	38.9	38.6	38.3	38	37.7
(指定法人への引渡量)	0	0	0	0	0
吉野ヶ里町	14.3	14.3	14.3	14.3	14.3
(指定法人への引渡量)	0	0	0	0	0
基山町	20.2	19.6	19.1	18.6	18.1
(指定法人への引渡量)	20.2	19.6	19.1	18.6	18.1
上峰町	15.4	15.5	15.6	15.7	15.7
(指定法人への引渡量)	0	0	0	0	0
みやき町	31.6	31.5	31.4	31.2	31.1
(指定法人への引渡量)	0	0	0	0	0
玄海町	11	10.6	10.3	10	9.7
(指定法人への引渡量)	10.9	10.5	10.2	9.9	9.6
有田町	22	21.9	21.8	21.6	21.5
(指定法人への引渡量)	22	21.9	21.8	21.6	21.5
大町町	9	8.8	8.7	8.6	8.4
(指定法人への引渡量)	9	8.8	8.7	8.6	8.4
江北町	27.1	27	26.9	26.8	26.7
(指定法人への引渡量)	27.1	27	26.9	26.8	26.7
白石町	32.6	32	31.5	30.9	30.2
(指定法人への引渡量)	32.6	32	31.5	30.9	30.2
太良町	23.2	22.8	22.4	22	21.7
(指定法人への引渡量)	23.2	22.8	22.4	22	21.7

合計	1419.0	1393.5	1369.1	1345.1	1321.7
(指定法人への引渡量)	1198.1	1172.8	1148.6	1124.9	1101.8
実施市町数	20	20	20	20	20

③その他ガラス容器

(単位 : t)

市町名	R8	R9	R10	R11	R12
佐賀市	209.8	201.8	194.1	186.7	179.6
(指定法人への引渡量)	209.8	201.8	194.1	186.7	179.6
唐津市	106.9	105.3	103.8	102.2	100.7
(指定法人への引渡量)	106.9	105.3	103.8	102.2	100.7
鳥栖市	62.8	62.9	63	63.1	63.2
(指定法人への引渡量)	62.8	62.9	63	63.1	63.2
多久市	13.3	13.1	12.9	12.7	12.6
(指定法人への引渡量)	13.3	13.1	12.9	12.7	12.6
伊万里市	29.2	29	28.8	28.6	28.4
(指定法人への引渡量)	29.2	29	28.8	28.6	28.4
武雄市	47.9	47.5	47.1	46.7	46.3
(指定法人への引渡量)	47.9	47.5	47.1	46.7	46.3
鹿島市	25.4	25.1	24.8	24.5	24.2
(指定法人への引渡量)	25.4	25.1	24.8	24.5	24.2
小城市					
(指定法人への引渡量)					
嬉野市	27	27	27	27	27
(指定法人への引渡量)	27	27	27	27	27
神埼市	19.3	19.1	19	18.9	18.7
(指定法人への引渡量)	19.3	19.1	19	18.9	18.7
吉野ヶ里町	8.2	8.2	8.2	8.2	8.2
(指定法人への引渡量)	8.2	8.2	8.2	8.2	8.2
基山町	11.1	11.7	12.2	12.9	13.5
(指定法人への引渡量)	11.1	11.7	12.2	12.9	13.5
上峰町	5.74	5.78	5.81	5.84	5.87
(指定法人への引渡量)	5.74	5.78	5.81	5.84	5.87
みやき町	16.0	16.0	15.9	15.8	15.8
(指定法人への引渡量)	16.0	16.0	15.9	15.8	15.8
玄海町	7	6.7	6.5	6.3	6.1
(指定法人への引渡量)	7	6.7	6.5	6.3	6.1
有田町	3.3	3.2	3.2	3.2	3.2
(指定法人への引渡量)	3.3	3.2	3.2	3.2	3.2
大町町	4.0	3.9	3.8	3.8	3.7
(指定法人への引渡量)	4.0	3.9	3.8	3.8	3.7
江北町	5.6	5.5	5.5	5.5	5.5
(指定法人への引渡量)	5.6	5.5	5.5	5.5	5.5
白石町	12.7	12.4	12.2	12	11.7
(指定法人への引渡量)	12.7	12.4	12.2	12	11.7
太良町	8.7	8.5	8.4	8.3	8.1
(指定法人への引渡量)	8.7	8.5	8.4	8.3	8.1

合計	623.9	612.7	602.2	592.2	582.4
(指定法人への引渡量)	623.9	612.7	602.2	592.2	582.4
実施市町数	19	19	19	19	19

④紙製容器包装

(単位 : t)

市町名	R8	R9	R10	R11	R12
佐賀市	823.5	776.4	732	690.1	650.6
(指定法人への引渡量)	0	0	0	0	0
唐津市	260.4	256.5	252.7	249	245.3
(指定法人への引渡量)	0	0	0	0	0
鳥栖市					
(指定法人への引渡量)					
多久市					
(指定法人への引渡量)					
伊万里市					
(指定法人への引渡量)					
武雄市					
(指定法人への引渡量)					
鹿島市	30.3	29.9	29.5	29.2	28.8
(指定法人への引渡量)	0	0	0	0	0
小城市					
(指定法人への引渡量)					
嬉野市					
(指定法人への引渡量)					
神埼市					
(指定法人への引渡量)					
吉野ヶ里町					
(指定法人への引渡量)					
基山町					
(指定法人への引渡量)					
上峰町					
(指定法人への引渡量)					
みやき町					
(指定法人への引渡量)					
玄海町					
(指定法人への引渡量)					
有田町	7	7	6.9	6.9	6.9
(指定法人への引渡量)	0	0	0	0	0
大町町					
(指定法人への引渡量)					
江北町	0.9	0.9	0.9	0.9	0.9
(指定法人への引渡量)	0	0	0	0	0
白石町	5.8	5.7	5.6	5.5	5.4
(指定法人への引渡量)	0	0	0	0	0
太良町	3.9	3.8	3.7	3.7	3.6
(指定法人への引渡量)	3.9	3.8	3.7	3.7	3.6

合計	308.3	303.8	299.3	295.2	290.9
(指定法人への引渡量)	3.9	3.8	3.7	3.7	3.6
実施市町数	7	7	7	7	7

⑤ペットボトル

(単位：t)

市町名	R8	R9	R10	R11	R12
佐賀市	522.2	531.6	541.2	550.9	560.8
(指定法人への引渡量)	0.0	0.0	0.0	0.0	0.0
唐津市	213.7	210.6	207.5	204.4	201.4
(指定法人への引渡量)	213.7	210.6	207.5	204.4	201.4
鳥栖市	108.9	109.0	109.1	109.2	109.3
(指定法人への引渡量)	0.0	0.0	0.0	0.0	0.0
多久市	29.4	29.0	28.5	28.1	27.7
(指定法人への引渡量)	29.4	29.0	28.5	28.1	27.7
伊万里市	111.5	110.6	109.7	108.8	107.9
(指定法人への引渡量)	111.5	110.6	109.7	108.8	107.9
武雄市	125.6	124.5	123.4	122.3	121.2
(指定法人への引渡量)	125.6	124.5	123.4	122.3	121.2
鹿島市	60.5	59.8	59.1	58.4	57.6
(指定法人への引渡量)	0.0	0.0	0.0	0.0	0.0
小城市	77.1	76.6	76.2	75.8	75.3
(指定法人への引渡量)	77.1	76.6	76.2	75.8	75.3
嬉野市	61.6	60.8	60.1	59.8	59.0
(指定法人への引渡量)	0.0	0.0	0.0	0.0	0.0
神埼市	45.8	45.5	45.1	44.8	44.5
(指定法人への引渡量)	45.8	45.5	45.1	44.8	44.5
吉野ヶ里町	44.8	44.8	44.8	44.8	44.8
(指定法人への引渡量)	0.0	0.0	0.0	0.0	0.0
基山町	43.5	44.2	44.9	45.7	46.4
(指定法人への引渡量)	43.5	44.2	44.9	45.7	46.4
上峰町	13.4	13.5	13.6	13.7	13.7
(指定法人への引渡量)	0.0	0.0	0.0	0.0	0.0
みやき町	48.7	48.5	48.3	48.1	47.9
(指定法人への引渡量)	48.7	48.5	48.3	48.1	47.9
玄海町	12.8	12.4	12.0	11.6	11.3
(指定法人への引渡量)	12.8	12.4	12.0	11.6	11.3
有田町	43.2	42.9	42.7	42.4	42.2
(指定法人への引渡量)	11.9	11.8	11.7	11.6	11.6
大町町	10.3	10.1	9.9	9.8	9.6
(指定法人への引渡量)	10.3	10.1	9.9	9.8	9.6
江北町	4.7	4.7	4.6	4.6	4.6
(指定法人への引渡量)	4.7	4.7	4.6	4.6	4.6
白石町	35.1	34.5	33.9	33.3	32.5
(指定法人への引渡量)	35.1	34.5	33.9	33.3	32.5
太良町	10.6	10.4	10.3	10.1	9.9
(指定法人への引渡量)	0.0	0.0	0.0	0.0	0.0

合計	1623.4	1624.0	1624.9	1626.6	1627.6
(指定法人への引渡量)	770.1	763.0	755.7	748.9	741.9
実施市町数	20	20	20	20	20

⑥プラスチック製容器包装

(単位 : t)

市町名	R8	R9	R10	R11	R12
佐賀市	24	24	24	24	24
(指定法人への引渡量)	24	24	24	24	24
唐津市	0	0	632.8	623.4	614.2
(指定法人への引渡量)	0	0	0	0	0
鳥栖市	43.6	43.6	43.6	43.6	43.6
(指定法人への引渡量)	43.6	43.6	43.6	43.6	43.6
多久市	44.6	44	43.3	42.7	42
(指定法人への引渡量)	44.6	44	43.3	42.7	42
伊万里市	1.4	1.4	1.4	1.4	1.4
(指定法人への引渡量)	0	0	0	0	0
武雄市					
(指定法人への引渡量)					
鹿島市	64.4	63.7	62.9	62.1	61.4
(指定法人への引渡量)	61.5	60.8	60	59.3	58.6
小城市	86.9	86.5	86	85.5	85
(指定法人への引渡量)	86.9	86.5	86	85.5	85
嬉野市	88.8	87.9	87	86.1	85.3
(指定法人への引渡量)	0	0	0	0	0
神埼市	38.3	38	37.7	37.5	37.2
(指定法人への引渡量)	38.3	38	37.7	37.5	37.2
吉野ヶ里町	13.9	13.9	13.9	13.9	13.9
(指定法人への引渡量)	13.9	13.9	13.9	13.9	13.9
基山町	0.6	0.6	0.7	0.8	0.9
(指定法人への引渡量)	0	0	0	0	0
上峰町	13.9	14.0	14.1	14.2	14.2
(指定法人への引渡量)	13.9	14.0	14.1	14.2	14.2
みやき町	49	48.8	48.6	48.4	48.2
(指定法人への引渡量)	49	48.8	48.6	48.4	48.2
玄海町					
(指定法人への引渡量)					
有田町					
(指定法人への引渡量)					
大町町					
(指定法人への引渡量)					
江北町	19.2	19.1	19.1	19	18.9
(指定法人への引渡量)	0	0	0	0	0
白石町					
(指定法人への引渡量)					
太良町	4.8	4.7	4.7	4.6	4.5
(指定法人への引渡量)	4.8	4.7	4.7	4.6	4.5

合計	493.4	490.2	1119.8	1107.2	1094.7
(指定法人への引渡量)	380.5	378.3	375.9	373.7	371.2
実施市町数	13	14	15	15	15

⑦プラスチック製容器包装のうち白色トレイ

(単位: t)

市町名	R8	R9	R10	R11	R12
佐賀市					
(指定法人への引渡量)					
唐津市					
(指定法人への引渡量)					
鳥栖市	1.0	1.0	1.0	1.0	1.0
(指定法人への引渡量)	0.9	0.9	0.9	0.9	0.9
多久市					
(指定法人への引渡量)					
伊万里市	1.4	1.4	1.4	1.4	1.4
(指定法人への引渡量)	0	0	0	0	0
武雄市					
(指定法人への引渡量)					
鹿島市					
(指定法人への引渡量)					
小城市					
(指定法人への引渡量)					
嬉野市					
(指定法人への引渡量)					
神埼市	1.8	1.8	1.8	1.8	1.8
(指定法人への引渡量)	1.8	1.8	1.8	1.8	1.8
吉野ヶ里町	0.9	0.9	0.9	0.9	0.9
(指定法人への引渡量)	0.9	0.9	0.9	0.9	0.9
基山町	0.6	0.6	0.7	0.8	0.9
(指定法人への引渡量)	0	0	0	0	0
上峰町	0.9	0.9	0.9	0.9	0.9
(指定法人への引渡量)	0.9	0.9	0.9	0.9	0.9
みやき町	1.3	1.3	1.3	1.3	1.3
(指定法人への引渡量)	1.3	1.3	1.3	1.3	1.3
玄海町					
(指定法人への引渡量)					
有田町					
(指定法人への引渡量)					
大町町					
(指定法人への引渡量)					
江北町	1.0	1.0	1.0	1.0	1.0
(指定法人への引渡量)	0	0	0	0	0
白石町					
(指定法人への引渡量)					
太良町					
(指定法人への引渡量)					

合計	8.9	8.9	9.0	9.1	9.2
(指定法人への引渡量)	5.8	5.8	5.8	5.8	5.8
実施市町数	8	8	8	8	8

別表5 法第2条第6項に規定する主務省令で定める物の市町別分別収集量（令和6年度）及び見込み量
 (令和8年度～令和12年度)

(1) 市町別分別収集量（令和6年度）

市町名	スチール缶	アルミ缶	段ボール	飲料用紙パック
	R6 実績 (t)	R6 実績 (t)	R6 実績 (t)	R6 実績 (t)
佐賀市	176.5	280.6	549.1	7.4
唐津市	27.3	41.0	205.9	0.2
多久市	9.9	12.6	9.1	1.8
伊万里市	0.0	0.0	0.0	
武雄市	11.2	40.1	47.5	
鹿島市	21.3	27.5	23.7	4.7
小城市	0.3	11.6	85.0	0.6
嬉野市	10.8	29.9	86.6	0.9
吉野ヶ里町	3.4	4.9	11.3	0.9
基山町	10.7	22.9	113.4	1.0
玄海町	28.3	3.8	20.2	
有田町	0.0	20.0	21.3	0.3
大町町	3.6	1.6	17.2	0.2
江北町	4.2	6.5	6.0	1.1
白石町	5.0	9.3	24.5	
太良町	7.3	11.3	77.4	
鳥栖・三養基西部環境施設組合 (鳥栖市、上峰町、みやき町)	50.3	81.8	201.6	12.0
合計	370.3	605.4	1,499.7	30.7
実施市町数 (全20市町中)	20	20	20	15

※「容器包装リサイクル法に基づく分別収集量調査(令和6年度実績)」(市町及び一部事務組合提出データ)により集計。

(2) 市町別分別収集見込み量（令和8年度～令和12年度）

①スチール缶

(単位：t)

市町名	R8 年度	R9 年度	R10 年度	R11 年度	R12 年度
佐賀市	166.7	162.0	157.5	153.1	148.8
唐津市	60.2	59.3	58.4	57.5	56.7
鳥栖市	22.4	22.4	22.4	22.4	22.4
多久市	12.6	12.4	12.2	12.0	11.8
伊万里市	59.1	58.6	58.1	57.6	57.1
武雄市	21.8	21.6	21.4	21.2	21.0
鹿島市	25.4	25.1	24.8	24.5	24.2
小城市	0.3	0.3	0.3	0.3	0.3
嬉野市	11.5	11.3	11.3	11.0	11.0
神埼市	13.1	13.0	12.9	12.8	12.7
吉野ヶ里町	8.7	8.7	8.7	8.7	8.7
基山町	10.1	9.6	9.1	8.6	8.1
上峰町	5.6	5.6	5.6	5.6	5.7
みやき町	6.6	6.6	6.6	6.5	6.5
玄海町	26.5	25.7	24.9	24.1	23.4
有田町	2.4	2.4	2.3	2.3	2.3
大町町	3.5	3.5	3.4	3.4	3.3
江北町	3.7	3.7	3.6	3.6	3.6
白石町	4.9	4.8	4.7	4.6	4.5
太良町	6.8	6.6	6.5	6.4	6.3

合計	471.9	463.2	454.7	446.2	438.4
実施市町数	20	20	20	20	20

②アルミ缶

(単位：t)

市町名	R8 年度	R9 年度	R10 年度	R11 年度	R12 年度
佐賀市	276.2	274.0	271.8	269.6	267.4
唐津市	124.5	122.6	120.8	119.0	117.3
鳥栖市	49.7	49.7	49.7	49.7	49.7
多久市	13.8	13.6	13.4	13.2	13.0
伊万里市	70.7	70.1	69.5	68.9	68.3
武雄市	43.9	43.5	43.1	42.7	42.3
鹿島市	27.3	27.0	26.7	26.4	26.0
小城市	11.5	11.4	11.3	11.3	11.2
嬉野市	30.7	30.4	30.1	29.8	29.4
神埼市	16.1	16.0	15.9	15.8	15.7
吉野ヶ里町	22.0	22.0	22.0	22.0	22.0
基山町	17.1	17.1	17.2	17.2	17.3
上峰町	0.9	0.9	0.9	0.9	0.9
みやき町	13.7	13.6	13.6	13.5	13.4
玄海町	3.6	3.4	3.3	3.2	3.1
有田町	14.5	14.4	14.4	14.3	14.2
大町町	1.5	1.5	1.5	1.4	1.4
江北町	7.3	7.3	7.3	7.3	7.2
白石町	9.1	8.9	8.7	8.6	8.4
太良町	10.6	10.4	10.3	10.1	9.9

合計	764.7	757.8	751.5	744.9	738.1
実施市町数	20	20	20	20	20

③段ボール

(単位：t)

市町名	R8年度	R9年度	R10年度	R11年度	R12年度
佐賀市	529.5	520.0	510.6	501.4	492.4
唐津市	199.9	196.9	194.0	191.1	188.3
鳥栖市	233.4	233.6	233.8	234.0	234.2
多久市	10.1	10.0	9.8	9.7	9.5
伊万里市	100.1	99.3	98.5	97.7	96.9
武雄市	74.8	74.1	73.4	72.7	72.0
鹿島市	2.0	1.9	1.9	1.9	1.9
小城市	94.3	93.8	93.2	92.7	92.2
嬉野市	103.6	102.6	101.6	100.7	99.7
神埼市	34.4	34.2	33.9	33.7	33.4
吉野ヶ里町	48.4	48.4	48.4	48.4	48.4
基山町	110.6	108.0	105.4	102.8	100.3
上峰町	20.7	20.9	21.0	21.1	21.2
みやき町	10.1	10.0	10.0	9.9	9.9
玄海町	49.4	47.9	46.4	44.9	43.5
有田町	22.5	22.4	22.3	22.1	22.0
大町町	16.6	16.4	16.1	15.8	15.6
江北町	11.6	11.6	11.5	11.5	11.5
白石町	23.8	23.4	23.0	22.6	22.1
太良町	74.4	73.1	71.9	70.7	69.5

合計	1,770.2	1,748.5	1,726.7	1,705.4	1,684.5
実施市町数	20	20	20	20	20

④飲料用紙パック

(単位：t)

市町名	R8年度	R9年度	R10年度	R11年度	R12年度
佐賀市	7.1	7.0	6.9	6.8	6.8
唐津市	0.1	0.1	0.1	0.1	0.1
鳥栖市	8.0	8.0	8.0	8.0	8.0
多久市	1.9	1.9	1.9	1.8	1.8
伊万里市					
武雄市					
鹿島市	7.8	7.7	7.6	7.5	7.4
小城市	0.4	0.4	0.4	0.4	0.4
嬉野市	0.8	0.8	0.8	0.8	0.8
神埼市	2.3	2.3	2.3	2.3	2.3
吉野ヶ里町	2.4	2.4	2.4	2.4	2.4
基山町	0.8	0.7	0.5	0.4	0.4
上峰町	0.7	0.7	0.7	0.7	0.7
みやき町	0.9	0.9	0.9	0.9	0.9
玄海町					
有田町	0.3	0.3	0.3	0.3	0.3
大町町	0.2	0.2	0.2	0.2	0.2
江北町	1.0	1.0	1.0	1.0	1.0
白石町					
太良町					

合計	34.7	34.4	34.0	33.6	33.5
実施市町数	15	15	15	15	15